

## 西宮市墓地等の経営許可等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成19年西宮市規則第80号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営又は変更の許可（以下「経営許可等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(経営許可等の許可基準)

第2条 西宮市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成19年西宮市条例第24号。以下「条例」という。）第3条但し書きの規定は、地方公共団体が経営する墓地又は納骨堂の新設又は拡張が困難である等の事情がある場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければならない。

(1) 規則第2条第1項に規定する宗教法人が、墓地又は納骨堂の経営許可等を申請する場合であって、次のすべてに該当するとき。

ア 墓地又は納骨堂が、壇信徒の墳墓又は納骨装置を設置することを目的とするものであること。

イ 墓地の墳墓数又は納骨堂の納骨予定数が、壇信徒名簿等から確認される需要数との関係で妥当なものであること。

ウ 墓地の敷地又は納骨堂の敷地及び建築物が、当該宗教法人の所有であること。

エ 資金計画が健全であること。

(2) 規則第2条第2項に規定する法人が、墓地又は納骨堂の経営許可等を申請する場合であって、次のすべてに該当するとき。

ア 墓地又は納骨堂の規模が、地域の墓地又は納骨堂の需要に応じたものであること。

イ 資金計画が健全であること。

(3) 条例第3条第3号に規定する団体又は規則第2条第3項に規定する団体（以下「団体」という。）が、墓地の経営許可等を申請する場合であって、次のすべてに該当するとき。

ア 経営の許可の申請にあつては、公共事業による墓地移転によるものであること。

イ 本市が経営することが地域の実情等から不可能であること。

ウ 墓地の墳墓数が団体内の需要に応じることができるもので、かつ、必要最小限のものであること。

エ 資金計画が健全であること。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。